

令和7年4月から 保育所等に入れなかったことを理由とする 育児休業手当金の支給対象期間延長手続きが ハローワークと同様になる予定です。



ポイント

これまで

保育所等の利用を申し込んだものの、当面入所できないことについて、市区町村の発行する入所保留通知書などにより確認していました。



令和7年4月から

これまでの確認に加え、**保育所等の利用申し込みが、速やかな職場復帰のために行われたものであると認められることが必要になります。**



令和7年4月から育児休業手当金の支給期間延長手続きの際は**保育所等の利用申込書の写しが必要となります。**市区町村に保育所等の利用申し込みを行う際は、**必ず申込書の写し(電子申請で申し込みを行った場合は、申込内容を印刷したもの、又は、申し込みを行った画面を印刷したもの)をとって保管しておいてください。**

育児休業手当金は、育児休業に係る子が1歳(再延長の場合は1歳6ヵ月)の時点で、**職務に復帰する予定であったのに**、保育所等に入れなかったために**職務復帰ができなかった場合に**、育児休業を延長した場合に、1歳6ヵ月に達する日前まで(再延長で2歳に達する日前まで)支給を受けることができますが、育児休業及び手当金の延長を目的として、保育所等の利用の意思がないにもかかわらず市区町村に入所を申し込むことは、制度趣旨に沿わない行為です。制度を適切に運用するため、**令和7年4月以後の延長の際は、速やかな職場復帰のために保育所等の利用申し込みをしていることを共済組合で確認させていただきますので、必ず以下の書類を提出していただきますようお願いします。**

申込みに必要な書類

子が1歳に達する日(*)又は1歳6ヵ月に達する日が令和7年4月1日以後となる方が、育児休業手当金の支給対象期間の延長を行う場合は、必ず次の書類を、延長時の「育児休業手当金請求書」に添付してください。

(*) パパ・ママ育休プラス制度の活用により、育児休業終了予定日の子が1歳に達する日後である場合は、育児休業終了日。ただし、育児休業終了予定日の子が1歳2ヵ月に達する日である場合は、1歳2ヵ月に達する日

● 育児休業手当金請求書

● 市区町村に保育所等の利用申し込みを行ったときの申込書の写し

- ・申込書の写しは市区町村に申し込んだものと同じものであれば、市区町村の受付印は不要です。利用申し込みの内容を途中で変更した場合は変更後の申込書の写しを提出していただく必要があります。
- ・申込書の写しは全てのページを提出してください。また、市区町村に入所申し込みを行ったときに、入所保留となることを希望する旨の書類を提出している場合は、その書類の写しも提出してください。
- ・申込書の写しの内容について市区町村に確認する場合があります。
- ・提出された申込書の写しの内容が実際の申し込み内容と異なることが判明した場合は、不正受給に該当し、不正に受給した金額の返還いただきます。

● 市区町村が発行する保育所等の利用ができない旨の通知(入所保留通知書、入所不承諾通知書など)

子が1歳に達する日(*)の翌日時点で保育が実施されないことを確認するため、市区町村が発行する通知は、以下のいずれか1通を提出してください。

- ・発行年月日の子が1歳に達する日(*)の翌日の2ヵ月前(4月入所申し込みの場合は3ヵ月前)の日以後の日付となっている入所保留通知書等
- ・発行年月日が上記期限より前の日付の入所保留通知書等しがなく、入所保留中は市区町村から新たな通知が発行されない場合は、育児休業給付金支給対象期間延長事由認定申告書の理由欄にその旨を記載の上、直近の入所保留通知書等(子が1歳に達する日(*)の翌日が保留の有効期限内にあるものに限る。)

1 あらかじめ市区町村に対して保育利用の申し込みを行っていること

- ・入所申込年月日が子が1歳に達する日(*)までの日付となっていることが必要です。
- ・単に申し込みを失念していた場合や、入所申し込みを行おうと市区町村に問い合わせたところ、「入所が困難」との返答があり、期限内に申し込みを行わなかった場合は、延長は認められません。
- ・子が病気や障害により特別な配慮が必要であるため、保育体制が整備されていない等の理由で入所申し込みを市区町村が受け付けない場合は、申告書の理由欄にその旨を記載した上で、必要な書類※を添付してください。
※障害者手帳(写し)、特別児童扶養手当証書(写し)、医師の診断書等のいずれか

2 速やかな職場復帰のために保育所等における保育の利用を希望しているものであると共済組合が認めること ※①～③すべてを満たす必要があります

- ① 原則として子が1歳に達する日(*)の翌日以前の日を入所希望日として入所申し込みをしていること。
- ② 申し込んだ保育所等が、合理的な理由※なく自宅から通所に片道30分以上要する施設のみとなっていないこと

※「合理的な理由」として認められるのは、原則として次のa～eのいずれかに該当する場合です。

- a. 申し込んだ保育所等が本人又は配偶者の通勤経路の途中にある場合（本人又は配偶者の勤務先からの片道の通所時間が30分未満の場合を含みます。）
- b. 自宅から30分未満で通うことができる保育所等がない場合
- c. 自宅から30分未満で通うことができる保育所等の全てについて、その開所時間又は開所日(曜日)では職場復帰後の勤務時間又は勤務日(曜日)に対応できない場合
- d. 子が疾病や障害により特別に配慮が必要であり、30分未満で通える保育所等は全て申し込み不可となっている場合（医師の診断書、障害者手帳の写し等が必要です）
- e. その他、きょうだいが在籍している保育所等と同じ保育所等の利用を希望する場合、30分未満で通える保育所等がいずれも過去3年以内に児童への虐待等について都道府県又は市区町村から行政指導等を受けていた場合も「合理的な理由」として認められます。

- ③ 市区町村に対する保育利用の申し込みに当たり、入所保留となることを希望する旨の意思表示をしていないこと

※入所申込書において、「保育所等への入所を希望していない」、「速やかに職場復帰する意思がない」、「選考結果にかかわらず育児休業の延長を希望する」などの記載等があり、保育所等への入所の意思や速やかな職場復帰の意思がないことが明白な場合は、要件を満たしません。

3 子が1歳に達する日(*)の翌日時点で保育所等の利用ができる見込みがないこと

- ・子が1歳に達する日(*)の翌日時点で保育が実施されないことを確認するため、発行年月日の子が1歳に達する日(*)の翌日の2カ月前(4月入所申し込みの場合は3カ月前)の日以後の日付となっている市区町村の通知書※を添付してください。

※入所保留通知書や入所不承諾通知書など市区町村によって名称が異なります

- ・やむを得ない理由なく内定辞退を行っている場合はこの要件を満たしません。「やむを得ない理由」とは、内定の辞退について申し込み時点と内定した時点で住所や勤務場所等の変更等があり、内定した保育所等に子どもを入所させることができなかった場合を指します。

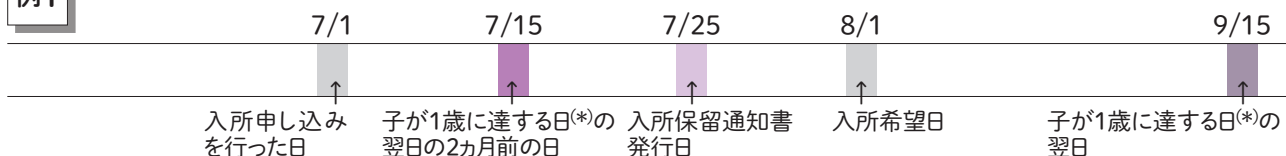
※パパ・ママ育休プラス制度の活用により、育児休業終了予定日が子が1歳に達する日後である場合は、育児休業終了日。ただし、育児休業終了予定日が子が1歳2カ月に達する日である場合は、1歳2カ月に達する日

(注1)「子が1歳に達する日」とは「子の1歳の誕生日の前日」のことです。

(注2) 1歳6カ月に達する日後の延長の場合は、「子が1歳に達する日(*)」を「子が1歳6カ月に達する日」と読み替えてください。

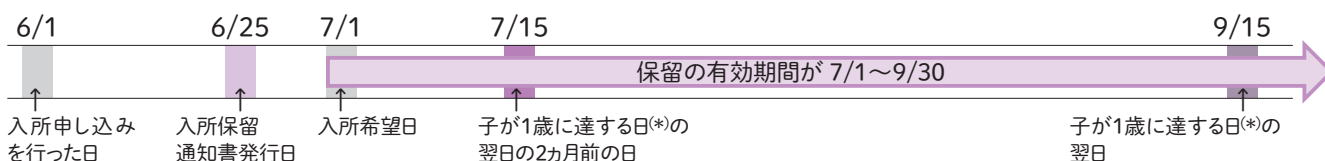
■ 子が1歳に達する日(*)の翌日時点で保育が実施されないことが確認できる 入所保留通知書の例

例1 子が1歳に達する日(*)の翌日の2ヵ月前の日以後に入所保留通知書が発行されている場合



※この例の場合、7月25日に発行された入所保留通知書は、9月15日時点で保育が実施されないことが確認できる書類となります。

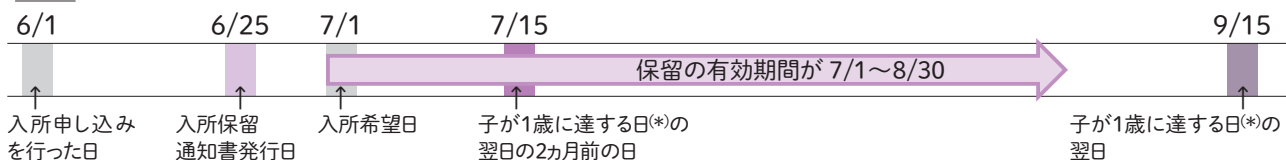
例2 子が1歳に達する日(*)の翌日の2ヵ月前の日より前に入所保留通知書が発行されているが、保留の有効期間に子が1歳に達する日(*)の翌日が含まれている場合



※この例の場合、市区町村から新たな入所保留通知書が発行されない場合は、6月25日に発行された入所保留通知書は、9月15日時点で保育が実施されないことが確認できる書類となります。(市区町村から新たな入所保留通知書が発行される場合は、最新の入所保留通知書を提出してください。)

■ 子が1歳に達する日(*)の翌日時点で保育が実施されないことが確認できない 入所保留通知書の例

例3 子が1歳に達する日(*)の翌日の2ヵ月前の日より前に入所保留通知書が発行されており、保留の有効期間に子が1歳に達する日(*)の翌日が含まれていない場合



※この場合、6月25日に発行された入所保留通知書は、9月15日時点で保育が実施されないことが確認できる書類となりません。

→延長の要件を満たすためには、8月又は9月の入所を申し込む必要があります。

■ 市区町村の申込期限に間に合わなかったために、要件を満たす入所申し込みができなかった場合は、延長の対象とはなりません。

保育所等の入所申し込みの受付期間(締め切り)は市区町村により様々です。お子さんが生まれたら市区町村のホームページやお知らせなどで、申し込み受け付けのスケジュールを必ずご確認ください。特に、4月入所の申し込み受付期間は他の月よりもかなり早い場合が多いので、ご注意ください。

■ 市区町村に入所可能か問い合わせただけでは支給対象期間の延長の対象とはなりません。申込期限までに入所の申し込みを行うことが必要です。ただし、次の例外があります。

子が病気や障害により特別な配慮が必要であるため、保育体制が整備されていない等の理由で入所申し込みを市区町村が受け付けない場合は、申し込みを行えなかった理由を申告書に記載し、障害者手帳、医師の診断書等を添付すれば、延長が認められる場合があります。

お住まいの市区町村で、子が1歳に達する日(*)の翌日を含む月の入所を対象とした募集がなく、入所申し込みの受け付けができないとされた場合は、1歳に達する日(*)の翌日の2ヵ月後までの日を入所希望日として入所申し込みを行えば、延長が認められる場合があります。なお、この例外は1歳6ヵ月に達する日後の延長時には認められません。